

▼山口地方法務局からのお知らせ

山 地 番 の 変 更 を 行 い ま す

◆実施個所 大島郡周防大島町の山地番

◆地番変更の方法

登記官が職権により、山地番に10000番を加算し変更する方法です。

※耕地番については、原則として地番変更は行いません。

例① 123番→10123番 例② 1123番→11123番

◆地番変更の実施時期 9月16日(火)から2週間の間

◆地番変更の通知 地番変更をした不動産の所有者の方には、地番変更の通知を郵送いたします。

◆住所の変更について

今回、山地番の地番を登記官が職権により変更しますが、変更される地番を住所にしておられる方は、地番変更により変更後の地番が新しい住所になります。住所の変更は、住民基本台帳法施行令12条2項7号の規定により、周防大島町長が職権により変更し、該当する方へ変更した旨の通知がされます。

◆地番の変更を行う理由

山口県や広島県などでは、明治以来、宅地、農耕地等の耕地に1番から順に地番(耕地番)が付されるとともに、山林、原野等の山間地にも同様に1番から順に地番(山地番)が付されたことにより、同一大字内の耕地と山間地に同一の地番が定められるという、いわゆる重複地番が多数存在しています。

法務局では、土地の所在地番や所有者などの不動産登記情報等を、インターネットを利用して自宅又は事務所のパソコンで確認することができる登記情報提供制度、日本全国の不動産の登記事項証明書を最寄りの法務局で受け取ることができる登記情報交換サービス、従来書面により行っていた申請・届出を、インターネットを利用して行うことのできるオンライン申請制度などの各種行政サービスを展開しています。これらのサービスを利用する際、お客様が重複地番の存在を知らずに誤って地番を入力してしまったり、物件入力ができないなどのトラブルが発生しています。そこで、山口地方法務局では、皆様の不動産に関する権利を保全し、円滑で安全な取引を図るため、山口県内全域で重複地番の解消を図っています。平成26年度は、大島郡周防大島町の全域で地番変更を実施しますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、ご不明な点がございましたら、担当者までお問合せください。

◆問い合わせ

〒753-8577

山口市中河原町6番16号 山口地方法務局登記部門地図整備・筆界特定室

☎083(922)2295 (平日8:30~17:15) 担当:田中、斎藤

(自動音声案内です。電話機の①ボタンを押し、次に⑤ボタンを押すと担当係へつながります。)

認知症サポーターを養成します
認知症地域で支えよう

認知症は、誰にでも起こりうる脳の病気によるもので、現在、認知症の方は全国で約460万人いるとされており、65歳以上の方の約15パーセントを占めています。

このような状況を踏まえ、町では、認知症を正しく理解し、認知症の方や家族を地域全体で支える環境づくりを目指す「認知症サポーター養成講座」を開催しています。地域、職域、学校などを対象に、町内のキャラバン・メイト(山口県で研修を終了された地域の方)が講師となり、「認知症ってどんな病気?」「私たちにできることは?」「私の介護体験談」等認知症についてわかりやすくお話しします。

講座を受けた方は「認知症サポーター」に認定され、認知症を支援する「目印」のオレンジリング(ブレスレット)が渡されます。現在、町内には、約580名のサポーターの方がおられます。

皆さんの会合(少人数でも可)にこの講座を取り入れてみませんか。お気軽にお問い合わせください。

◆問い合わせ

介護保険課 地域包括支援センター
☎0820(77)5530